

平成30年7月豪雨による助産施設、母子生活支援施設(※) 利用者負担金の取扱いについて

このたびの大雨等により被害を受けられた皆様に謹んでお見舞い申し上げます。
平成30年7月豪雨により被災され、下記の要件に該当する方は、減免の対象となる場合がありますので、管轄の県民局健康福祉部までご連絡ください。

1 減免対象者の要件

次の(1)及び(2)に該当し、申し立てをした者であること。

- (1) 災害救助法の適用市町村の納入義務者(福祉事務所設置市町村を除く。)
- (2) 次のいずれかに該当する方
 - ア 住家が全半壊又は全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
 - イ 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った旨
 - ウ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
 - エ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
 - オ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
 - カ その他アからオ以外でこれに準ずる被災をした旨

※上記以外でも一部減免となる場合がありますので、申請窓口にご相談ください。

2 全額減免期間

原則、災害日(被災日)以降1年間

3 提出書類

徴収額減免申請書、り災(被災)証明書(コピーでも可)、当該年の所得等が無いことを証明する書類等

4 申請窓口

管轄の県民局健康福祉部福祉振興課

5 その他

その他ご不明な点は管轄の県民局健康福祉部福祉振興課にお尋ねください。

備前県民局健康福祉部福祉振興課 TEL 086-272-3989

備中県民局健康福祉部福祉振興課 TEL 086-434-7023

美作県民局健康福祉部福祉振興課 TEL 0868-23-0113

(※)福祉事務所設置市町村(岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、美咲町、新庄村、西粟倉村)を除く。